

第3回
草津市路上喫煙対策委員会資料

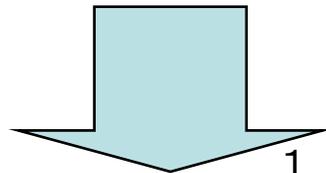
平成20年10月3日

草津市人権環境部

1. 路上喫煙禁止区域の指定

●区域の指定要件

- 路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- 恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- 市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- 市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域
- 啓発指導等で実効性のある取組みができる区域



指定要件を総合的に勘案した結果

禁止区域

JR草津駅周辺

JR南草津駅周辺

指定方法

道路区域を線指定

駅前広場と

駅前公園は、施設指定

追加調査結果①

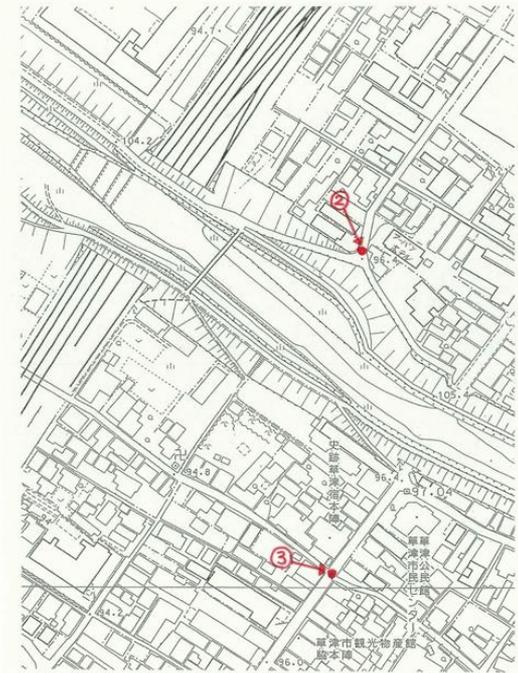
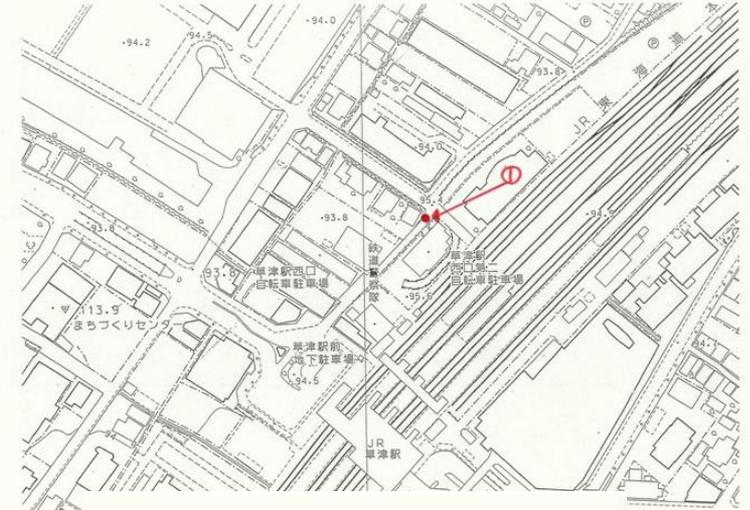
調査地点① 草津駅西口草津シティホール前

調査地点② 草津駅東口アーバンホテル前

調査地点③ 草津宿本陣前

調査日 平成20年9月2日～9月30日(平日)

地点	時間帯	歩行者数	自転車数
①	7:30～8:30	740	620
	13:00～14:00	155	34
	17:00～18:00	351	131
②	7:30～8:30	1,005	82
	13:00～14:00	73	34
	17:00～18:00	390	79
③	7:30～8:30	452	1108
	13:00～14:00	120	421
	17:00～18:00	291	593



追加調査結果②

調査地点④ 草津駅西口きらら通り

平成20年9月7日(日)調査

調査時間帯 PM(1時00分～3時00分)

調査結果 ○横断歩道通過者(商業施設間の往来)

歩行者 1,526人/h 自転車 71台/h

○きらら通り東西通過者

歩行者 54人/h 自転車 72台/h

調査地点⑤ エイスクエア西入口前

平成20年9月28日(日)調査

調査時間帯 PM(1時00分～3時00分)

調査結果 ○通行者数

歩行者 748人/h 自転車 162台/h

○内エイスクエアへの出入者

歩行者 574人/h 自転車 60台/h

○内道路南北通過者

歩行者 174人/h 自転車 102台/h



2. 喫煙場所について①

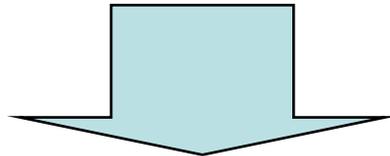
○前回の論点整理（審議での意見）

- 決まった場所で吸ってもらうことによって、喫煙者と非喫煙者の棲み分けができるのではないか。
- 周辺対策や保全的な対策が講じられるのならば設置しても良いのではないか。
- 受動喫煙の問題も有り、あえて設置しなくても問題ないのではないか。
- 喫煙場所でのごみの散乱、周辺での歩きたばこが懸念される。
- 適地があれば設置し、無ければ設置しなくてもよいのではないか。
- 喫煙場所を設置し、明確に場所を示すべきである。
- 喫煙場所を設置し、その効果を一定期間経過後検証してみてはどうか。

2. 喫煙場所について②

○設置する場合には

- マナースポットとしての活用
(喫煙者に対する直接啓発の場所として)
- 喫煙場所で吸って、そこで捨てる意識付け
(排水溝等へのポイ捨てや歩きたばこの減少をねらいとして)
(禁止区域内での喫煙者の指定喫煙場所への誘導をねらいとして)



●喫煙場所を設置することにより、禁止区域指定による効果を高め、禁止区域周辺への影響等を抑制できるという考え方ができる。

* 受動喫煙、周辺への迷惑被害等の問題を慎重に検討し、加えて十分な啓発指導活動を行う必要がある。